

当事業は、内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」の活用を予定したものであり、交付金採択結果により、今後内容が変更になることがありますので、あらかじめ御了承ください。

「令和7年度（2025年）データ活用事例創出事業委託業務」に係る 公募型企画コンペ実施要領

1 業務名称

令和7年度（2025年）データ活用事例創出事業委託業務

2 委託業務の概要

(1) 内容

別紙「令和7年度（2025年）データ活用事例創出事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月27日（金曜日）まで

(3) 委託限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）／件

※この金額は、提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

(4) 委託予定件数

3件

(5) 対象経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要なソフトウェアライセンス、機器導入費、API接続に係る改修費、人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に係る経費等、一切の経費を含む。ただし、以下に該当するものは経費として認めない。

- ・本委託契約の締結前に発注、契約、申し込み等をした費用
- ・その他、事業目的にそぐわないと判断されるもの

3 提案要件

- ・県政の重要課題をはじめ、熊本県内の地域課題解決を目的に、データ及びくまもとデータ連携基盤を活用した企画提案であること

※要件の詳細は、仕様書を確認すること

- ・提案内容は次のいずれかの課題解決に資するものであること

【地域課題】

(ア) 教育・子育て、こどもまんなか政策

例) 子育て支援、子どもの見守り、教育DXの推進 など

(イ) 交通対策

例) 公共交通機関の利用促進、交通渋滞対策、MaaS など

(ウ) 環境対策

例) 地下水の保全 など

(エ) 外国人材との共生

例) 受入環境の整備 など

(オ) 住民利便性の向上

例) 行かない・書かない・待たない窓口、混雑状況の可視化 など

(カ) 産業の振興

例) 製造業など各産業の業務効率化、生産性向上、新たなビジネスの創出 など

(キ) 農林水産業の振興

例) 温度等センサー情報を活用した収穫量向上、生育予測 など

(ク) 観光業の振興

例) 観光ルートの提案、人流の可視化、混雑予測、宿泊施設の業務効率化 など

(ケ) ヘルスケアの推進

例) 健康状態の可視化、情報共有による適切な健康支援 など

(コ) 災害対策

例) 災害情報共有、安全な避難経路の検索、避難所受付の効率化 など

4 提案者（グループ）要件

- ・本事業への企画提案は、「くまもとDX推進コンソーシアム」に会員登録する2以上の会員企業・団体等からなるグループで行うこと。
- ・提案グループには、熊本県内自治体又は県内に本社・支社などの活動拠点を持つ企業・団体等を1以上含むこと。
- ・委託契約は当該グループの代表事業者と締結する。

5 参加資格

提案グループ（グループ内のすべての企業・団体等含む）は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 「くまもとDX推進コンソーシアム」に加入していること。
※コンソーシアム未加入の企業・団体等は、参加表明書提出期限までに加入すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の許可を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体でないこと。

6 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県 企画振興部 デジタル戦略局 デジタル戦略推進課 戦略推進班

電話：096-333-2469

メール：dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

7 当事業に関するオンライン説明会及び個別相談会

- ・当該公募型企画コンペ実施に当たり、事業概要等説明のため以下のとおりオンライン説明会を行う。
- ・参加は自由であり、参加の有無はその後の応募手続き及び審査には一切影響しない。

(1) オンライン説明会

①開催日時

令和7年(2025年)3月28日(金曜日)午後2時～3時

②内容

<説明：熊本県デジタル戦略推進課>

- ・事業の趣旨・目的、内容について
- ・公募型企画コンペの提案要件、提案者(グループ)要件、参加資格について
- ・くまもとデータ連携基盤について
- ・審査基準について
- ・よくある質問について

③参加申込

- ・3月27日(木曜日)正午までに、以下の登録フォームから申し込むこと。
- ・申込者に対して、3月28日(金曜日)正午までに説明会のURLを送付する。

<登録フォーム>

<https://logoform.jp/f/er392>



(2) オンライン個別相談会

①開催日時

	日時枠
A	令和7年(2025年)4月7日(月曜日)午後2時～午後4時
B	令和7年(2025年)4月8日(火曜日)午前10時～正午
C	令和7年(2025年)4月8日(火曜日)午後2時～午後4時

②内容

- ・7(1)②と同様の項目とする。
- ・1社あたりの相談時間は20分程度とし、冒頭に、検討している企画案や相談事項を簡潔に相談者から説明すること。
- ・相談対応は事務局(デジタル戦略推進課戦略推進班)が行い、審査員は含まない。

③参加申込

- ・ 4月3日（木曜日）正午までに、以下の登録フォームから、申し込むこと。
- ・ 申込に当たっては、①開催日時A～Cの日程枠から第1、第2希望を選択すること。これにより難しい場合はその旨備考欄に記載すること。
- ・ 申込状況を踏まえ、希望した日時枠の中で実施日時を決定し、申込者に対して、4月4日（金曜日）までに確定日時及び相談会用 URL を送付する。

<登録フォーム>

<https://logoform.jp/f/HB1ag>



④その他

- ・ 録音、録画は禁ずる。

8 応募手続き

(1) 質問及び回答

①質問方法

質問書（別紙様式1）により電子メールで提出すること。

②提出期限

令和7年（2025年）4月11日（金曜日）正午（必着）

③提出先

「6 担当部局」に同じ

④質問への回答

令和7年（2025年）4月18日（金曜日）までに、県ホームページにおいて回答を公開するとともに、質問者全員に対して電子メールで回答を送付する。

(2) 参加表明書等の提出

①提出書類

提案グループの代表事業者は、代表事業者に関する以下の書類を電子メールにて送付すること。

ア 参加表明書（別紙様式2）

イ 会社概要（別紙様式3）

ウ 誓約書（別紙様式4）※1

エ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式5）※2

※1 熊本県の入札参加資格を有している場合は、ウに定める添付書類のうち（2）登記事項証明書、（3）消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないことの証明書の書類を省略可能

※2 該当がある場合のみ提出

②提出期限

令和7年（2025年）4月25日（金曜日）正午（必着）

③提出先

「6 担当部局」に同じ

④参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書の提出期限日を以て行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面（紙面もしくは電子データ）で通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

ア 企画提案書

「⑤企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

- (a) 用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4判10ページ以内（表紙・目次除く）とし、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。
- (b) 企画提案書全体を1ファイルにまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。
- (c) 企画提案書表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先（電話番号／メールアドレス）」を記載すること。
- (d) 表紙の次ページに目次を記載すること。

イ 積算書（任意様式）

- (a) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。
- (b) 内訳を詳細（人件費、サービス利用料、ソフトウェアライセンス、物品購入費、資料作成費等）に記載すること。
- (c) 企画提案書の最終ページに添付すること。

②提出先

「6 担当部局」に同じ

③提出期限

令和7年（2025年）5月14日（水曜日）正午（必着）

④提出方法

電子データでの提出とする。

⑤企画提案内容

以下のポイントについて具体的に記述すること。特に、ア（b）～（g）は課題設定・仮説・事業実施・検証という一連の流れがわかるように記述し、利用するデータが課題解決にどう寄与するのかを明確に示すこと。

ア 事業の内容について

- (a) 事業全体の概念図（提案グループ内の企業の関係等含む）
- (b) 解決すべき課題

- (c) 課題解決の具体的な実施方法
- (d) 利用するデータの内容、取得先、取得方法及び具体的利用方法
- (e) (d)のうちくまもとデータ連携基盤に接続するデータ及び接続方法
- (f) 利用するデジタル技術の内容
- (g) 期待される具体的な効果
- (h) 提案グループ内の役割分担
- (i) スケジュール

イ 事業効果の計測方法、数値目標等について

- (a) 数値目標及び計測方法
- (b) 事業結果が他の企業・団体の参考となりうる可能性とその理由
- (c) 事業実施上の課題

ウ 課題解決側の実施体制・問い合わせ窓口について

- (a) 実施体制（役職・技能・実績等）について
- (b) 営業日、時間、電話番号、メールアドレス等問合せ受付体制について

⑥その他

提出できる提案は、1提案グループにつき1件までとする。

9 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

提案グループによる企画コンペ方式とする。提出された企画提案書を、県庁内に設置する審査会において審査を行い、県が受託候補者を決定する。

応募多数の場合は、令和7年（2025年）5月21日（水曜日）に書面にて一次審査を実施し、その結果及び二次審査のスケジュールを令和7年5月22日（木曜日）に、提案グループの代表者に書面（紙面もしくは電子データ）で通知する。

二次審査は令和7年（2025年）5月28日（水曜日）にプレゼンテーション形式で実施し、審査後1週間以内に選定結果を提案グループの代表者に書面（紙面もしくは電子データ）で通知する。

(2) 審査基準・加点項目

審査基準は、「(別表) 評価項目」のとおり。

各審査員の評価点の平均（各審査員の評価点の合計を審査員数で除した点数：200点満点）と加点項目（最大5点）を合算した点数を総合評価点とし、総合評価点の上位から3件を採択する。なお、応募が3件未満でも審査を行う。

ただし、総合評価点が基準点（100点）を下回った場合は採択しない。

なお、加点項目については、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に基づき、以下の表のとおりとする。該当状況については、提出書類「事業者の取組に関する申出書」（様式5）により評価する。

・熊本県ブライツ企業の認定を受けていること	4項目のうち1項目該当する場合は1点、2項目該当する場合は3点、3項目以上該当する場合は5点
・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。	
・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること。	
・熊本県SDGs登録制度に登録していること	

(3) 結果通知

審査結果は、提案グループの代表者に書面（紙面もしくは電子データ）で通知する。

1.0 契約

受託候補者（提案グループの代表）と委託上限額の範囲内で契約を締結する。

また、契約内容については、仕様書及び企画提案書等に基づき、受託候補者と協議を行い、最終的な業務内容を取りまとめたうえで契約を締結する。

なお、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点に評価した提案グループと協議のうえ、契約を締結する場合がある。

1.1 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

①参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は提案グループの負担とする。

②企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

③提出された企画提案書等については、県庁内でコピーし、共有する場合がある。ただし提案グループに無断で熊本県以外の第三者に配布することはしない。

④提出期限までに参加申込書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、提案グループとして認められないものとする。

⑤参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加申込書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

⑥参加表明手続きを行った後、都合により参加を辞退することになった場合は、参加辞退届【別紙様式6】を提出すること。

(3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者（提案グループに属する企業・団体等を含む）が「5 参加資格」に規定する参加要件を満たさなくなった場合

には、契約を締結しないことができるものとする。

1.2 スケジュール (予定)

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和7年3月24日 (月曜日)
(2) 事業説明会申込期限	令和7年3月27日 (木曜日) 正午
(3) 事業説明会	令和7年3月28日 (金曜日) 午後2時～3時
(4) 個別相談会申込期限	令和7年4月 3日 (木曜日) 正午
(5) 個別相談会	令和7年4月 7日 (月曜日)～8日 (火曜日)
(6) 質問書の提出期限	令和7年4月11日 (金曜日) 正午
(7) 質問書の回答期限	令和7年4月18日 (金曜日)
(8) 参加表明書提出期限	令和7年4月25日 (金曜日) 正午
(9) 企画提案書提出期限	令和7年5月14日 (水曜日) 正午
(10) 一次審査 (書面)	令和7年5月21日 (水曜日)
(11) 一次審査結果通知	令和7年5月22日 (木曜日)
(12) 二次審査 (ヒアリング)	令和7年5月28日 (水曜日)
(13) 選定結果通知	審査後1週間以内を予定

(別表) 評価項目

No	項目	内容	配点
1	課題要件への適合性	・事業内容が課題要件に合致するものか	可・否
2	デジタルの取組みとしての有用性		100
(1)	課題解決策の有効性	・課題の設定や着眼点に優れ、解決に十分に有効である実施策が設計されているか ・実施策には創意工夫や新規性があるか ・課題を有する主体が継続的に利益を享受できるものであるか	
(2)	共創レベル	・産学官など、他業種との共創があるか ・サービスなどが分野横断的に活用されているか	
(3)	取組みの実装可能性 横展開の可能性	・本事業終了後、サービスの実装可能性があるか ・他地域や他事業者への横展開が容易・有益であるか	
3	データ活用事例としての有用性		70
(1)	データ活用レベル	・課題解決に有用なデータが使われているか ・複数データの組合せにより課題解決に取り組むものであるか ・多数のデータ保有主体を巻き込んだ取組みであるか	
(2)	データ連携基盤の活用	・データ連携基盤が課題解決に有用な方法で活用されているか ・くまもとデータ連携基盤との連携は、より機能的な方法を予定しているものか (自動的、機械的：API など 共通データ形式：NGSI など)	
4	実施体制	・提案内容を実現するための体制が整えられており、関係者間の役割分担が明確であるか ・実施スケジュールが現実的であるか	15
5	見積	・積算内容は適正であり費用対効果が高いか	15
	計	—	200